

保護者様

大阪府立高槻支援学校
校長 赤木 瑞枝

学校保健安全法に係る感染症の予防について（お知らせ）

平素より、本校教育活動へご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件について、学校における感染症の予防のため、学校保健安全法において感染症にかかっている（疑いやおそれも含む）児童生徒の出席を停止できることが規定されています。

本校でも法の趣旨にのっとり、対象疾患について出席停止等の対応と登校再開時に「登校許可届」の提出をお願いしております。

つきましては、下記の表のとおり出席停止の取り扱いについて運用してまいりますので、よろしくお願いいたします。

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止期間

分類	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ジフテリア、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎 その他の感染症 → 溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑（リンゴ病）、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、アタマジラミ、伝染性膿痂疹（とびひ）等	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで ※「その他の感染症」は、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」にかかっても、 <u>すぐに出席停止の対象にはならない。</u>